

青森県報

第二千三百七十三号

平成十六年

九月一日

(水曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式を次のように改める。

目 次

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) …… 一

訓 令

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) …… 三

告 示

技能検定試験の施行……………(労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 三
保安林皆伐許容面積の限度……………(林 政 課) …… 四
公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁 港 課) …… 七
道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 八

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課) …… 九
土地区画整理組合の事業計画変更の認可……………(都 市 計 画 課) …… 九

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月一日

第9号様式(第4条関係) 法人県民税・法人事業税 更正・決定(加算金決定)書

Header information table including: 事業年度又は通算課税年度, 法定申告納期限, 更正・決定年月日, 法人税処理年月日.

地方税法及び青森県条例の規定により、更正・決定したから通知します。
納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代行金融機関又は郵便局へ納めてください。

年月日 県 税 務 所 長 印

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、差引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年11月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

Main calculation table with columns: 法人事業税, 法人県民税, 更正・決定(C), 税(既に執行の確定し(D)). Rows include: 所得割, 償入割, 合計事業税額, 控除額, 差引不足額, 納付すべき法人税割額, 均等割額, 加算金額.

Summary table (摘要) with columns: 摘要, 徴収番号. Includes: 重加算対象所得, 上記に係る事業税額.

第十三号様式のその一中

法人事業税	円
-------	---

を

法人事業税	円
法人事業税	円
法人事業税	円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十九号

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和三十二年二月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。
2 改正後の船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施

行の日以後に発表する旅行から適用し、同日前に発表した旅行については、なお従前の例による。

告

示

青森県告示第五百五十七号

平成十六年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製作パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図

作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業)、機械保全(電気系保全作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

4 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十六年十一月二十六日(金)から平成十七年二月二十日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十七年一月三十日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工

(2) 三級

機械検査、電気機器組立て、配管

(二) 平成十七年二月六日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、酒造、建築大工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテノンウォール施工、塗装

(2) 三級

建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

(三) 平成十七年二月十三日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供

服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

機械保全、和裁、製版、電気製図

(3) 三級

機械保全、和裁、電気製図

(4) 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市、弘前市及び十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十六年九月二十八日(火)から同年十月八日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七 七三四 九四二五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第五百五十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在

保安林種

皆伐許容面積限度(ヘクタール)

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川
〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林
四〇・六八	七・四〇	三〇六・〇一	一六五・八〇	一五二・五八	九五四・二八	七一九・五七	五八一・四五	六〇・二四	六一・九五	五九・九七	六〇九・八七	二五七・七六	六八一・四三	五六八・九八	一、〇八八・九五	七一・〇一	三四四・九四

〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・九六	九五・九〇	一・一四	七五・七六	二二・四四	一四九・五二	一四二・三三	一八・三三	一〇六・三四

横浜町	六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	金木町	鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	木造町	車力村	森田村	岩崎村	深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃
八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	二・五〇	一五・七〇	〇・〇二	五三・七一	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六

三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村	川内町	下北郡大間町	平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	上北町	七戸町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃
三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	〇・〇六	〇・三八	四・九六	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六

南部地区	津軽地区	福地村	三戸町
〃	保健保安林	〃	〃
八八・八八	一五五・六二	八・七五	九・三二

青森県告示第五百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年八月十九日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、百石町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡百石町字下川原一 一から二五の二四に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ②の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 横道海岸堤防上に設置された三級基準点（三 一、世界測地系座標 X

〃 六七六一七・四一六、Y〃 五三二九一・五八三二）から二三三八・七八度一五八・九メートルの地点

- の地点 ①の地点から一一二・四三度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から一五・八二度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から一二・二八度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から九七・八度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から九五・三度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から九一・一三度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から八八・三度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から八一・七七度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から七七・八二度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から七一・二七度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から六七・九度一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から六七・一八度二一・六メートルの地点
- の地点 ①の地点から一五七・一八度六・メートルの地点
- の地点 ①の地点から二四七・一八度七・六メートルの地点
- の地点 ①の地点から一六六・七五度一一・六メートルの地点
- の地点 ①の地点から一六・七五度八・七メートルの地点
- の地点 ①の地点から一九五・六度六七・五メートルの地点
- の地点 ①の地点から二八六・六三度九四・七メートルの地点
- の地点 ①の地点から三五一・二度四六・七メートルの地点
- の地点 ①の地点から三四七・二三度一一・六・九メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から三四・五五度七六・五メートルの地点

3 面積

一八、九七四・二一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡百石町字下川原一 一から二五の四に至る土地に接する国有地内及び同

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とノの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 横道海岸堤防上に設置された三級基準点（三 一、世界測地系座標 X

2	1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
県 道	国 道			弘前環状線	青森市奥野四丁目七二の一から 青森市大字浦町字奥野七一の五七まで	前 二一・六〇メートルから 三六・四〇メートルまで 後 二一・六〇メートルから 四〇・六〇メートルまで	前 一一・八〇メートル 後 一一・八〇メートル	前 一一・八〇メートル 後 一一・八〇メートル	
				南津軽郡田舎館村大字大根字字松森一七五まで	南津軽郡田舎館村大字大根字字松森四九七から	前 一六・四〇メートルから 一四・七〇メートルまで 後 一六・四〇メートルから 一四・七〇メートルまで	前 一一・八〇メートル 後 一一・八〇メートル	前 一一・八〇メートル 後 一一・八〇メートル	

イの地点 横道海岸堤防上に設置された三級基準点(三二一、世界測地系座標X
〇六七六一七・四一六、Y〇五三一九一・五八三二)から二三八・
七八度一五八・九メートルの地点
ロの地点 イの地点から二九二・四三度九・二メートルの地点
ハの地点 ロの地点から三一・七四度九・三メートルの地点
ニの地点 ハの地点から一三・九九度五・八メートルの地点
ホの地点 ニの地点から一一二・四三度一六・六メートルの地点
ヘの地点 ホの地点から九六・三九度一三・二メートルの地点
トの地点 ヘの地点から九六・七一度一・七メートルの地点
チの地点 トの地点から八八・二九度一・七メートルの地点
リ of 地点 チの地点から八四・五度一・五メートルの地点
ヌの地点 リの地点から八五・七度一・四メートルの地点
ルの地点 ヌの地点から七六・八度一・六メートルの地点
ヲの地点 ルの地点から六九・二四度九・二メートルの地点
ワの地点 ヲの地点から六七・一八度九・メートルの地点
カ of 地点 ワの地点から一五七・一八度九・メートルの地点
ヨ of 地点 カの地点から二四七・一八度一二・一メートルの地点
タ of 地点 ヨの地点から一六六・七五度八三・一メートルの地点
レ of 地点 タの地点から一六・七五度八八・八メートルの地点
ソ of 地点 レの地点から一九五・六九度一七・五メートルの地点
ツ of 地点 ソの地点から二八六・六三度一・メートルの地点

ネの地点 ツの地点から一九七・二八度五五・八メートルの地点
ナの地点 ネの地点から三三・三一度五三・四メートルの地点
ラの地点 ナの地点から三五・四五度二・六メートルの地点
ム of 地点 ラの地点から三四九・四八度一六・四メートルの地点
ウ of 地点 ムの地点から三五一・二度四六・七メートルの地点
ヰ of 地点 ウの地点から三四七・二三度一六・九メートルの地点
ノ of 地点 ヱの地点から三四・五五度七六・五メートルの地点

3 面積
三七、八八六・八一平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年九月三十日まで青森県県土整備部
道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

3 県 道 常磐新山線	
南津軽郡田舎館村大字大根子字村立五八の一から 南津軽郡田舎館村大字大根子字村立六一の三まで	
後	前
二八・五〇メートルまで	一一・五〇メートルから 一一・〇〇メートルまで
六二・〇〇メートル	六二・〇〇メートル

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、板柳中部地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年九月二日から同年十月一日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福田字巻屋、同大字字村元、大字福田字新館添、同大字字林元、同大字字福寛、同大字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部
事務所の所在地
弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日

平成九年十一月四日

六 変更内容

事業施行期間 平成九年十一月十四日から平成十七年三月三十一日までを

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日までに変更

七 変更認可の年月日

平成十六年八月二十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭